

公的研究費等の適正な運営・管理に係る基本方針及び行動規範

平成 27 年 3 月 31 日

理事長 池田 要

(最高責任者)

1. 基本理念

一般財団法人リモート・センシング技術センター（以下、財団という。）の役職員一人一人が、公的資金を使用して研究開発等の事業を行うことの重みを十分に認識し、不正を起こすことがないように、誠実に行動することが重要である。

2. 基本方針

財団として、以下の基本方針に従って、公的研究費等の適正な取扱いを行うこととする。

- (1) 公的研究費等の適正な運営・管理を行うため、責任体系を明確にし、財団内外に周知・公表する。
- (2) 公的研究費等の適正な運営・管理に関わる全ての者に、規程等の遵守の徹底と意識向上のため研修の実施、相談窓口の設置等の環境整備を行う。
- (3) 不正行為の具体的な予防対策として不正防止計画の策定等を行う。
- (4) 不正防止計画に従って、予算執行の計画・状況の確認、事務部門による事実確認等を行い、公的研究費等の適正な運営・管理を行う。

3. 行動規範

財団役職員は次の行動規範に基づき、公的研究費等の適正な運営・管理を行うこととする。

- (1) 高い倫理意識をもって、社会の期待と信頼に応えるべく予算を執行する。
- (2) 関係法令及び関係規則等を常に遵守し、談合や癒着などの不正な取引を排し、適正に予算を執行・管理する。
- (3) 最も効果的・効率的な方法で事業を遂行するため、仕様・要求を明確化し、予算執行に関する説明責任を果たす。

以上